

秋の行政相談週間 10月19日(月)~25日(日)

秘書広報室
内線246・247

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受けて、皆さんの相談相手として、相談者に必要な助言や解決の促進をお手伝いします。

道路、年金、役所の窓口対応など、国の行政に対するどのようなことでも結構です。また、相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

町では、毎月10日（宮下会館）と20日（文化福祉会館）の13：00～16：00まで、行政相談委員・民生委員・人権擁護委員が「心配ごと行政相談」を行っています。

湯河原町の行政相談委員は、次のお二人です。



かみなが しげる
神永 繁さん
☎(62)5094



きだしげお
貴田茂男さん
☎(62)5785

平成20年度 情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況

庶務課
内線283

町では、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する行政文書の公開及び個人情報の開示を請求

に応じて行っています。

平成20年4月から平成21年3月まで（1年間）の利用状況は次のとおりでした。

◆ 情報公開制度

公開の状況	区分	年度	平成20年度	平成19年度
	請求件数		42件	19件
	公開		17件	4件
	一部公開		20件	13件
	非公開		1件	0件
	不存在		10件	1件
	取下げ		1件	1件

※平成20年度については、1つの請求に対して複数の決定をしている場合があります。

◆ 個人情報保護制度

開示の状況	区分	年度	平成20年度	平成19年度
	請求件数		3件	0件
	開示		3件	0件
	一部開示		0件	0件
	不開示		0件	0件
	不存在		0件	0件
	取下げ		0件	0件

今月より個人住民税の公的年金からの特別徴収が始まります

税務課
内線261～263

公的年金にかかる個人住民税（町県民税）が、地方税法の改正に伴い10月以降に支払われる公的年金から特別徴収（年金からの引き落とし）される制度が始まります。

【特別徴収される方】

次の全てに該当する方は公的年金から特別徴収されます。

- ①平成21年4月1日現在で65歳以上の方
- ②前年から公的年金を受給している方
- ③年金所得に対して個人住民税が課税されている方

【特別徴収されない方】

次のいずれかに該当する方は特別徴収されません。

- ①年金所得に対して個人住民税が非課税の方
- ②特別徴収する年税額が公的年金受給額を超える方
- ③介護保険料が年金から特別徴収されていない方

【特別徴収の対象となる税額】

特別徴収の対象となるのは年金所得から計算した個人住民税額のみで、年金所得以外の所得から計算した個人住民税額は、これまでどおりの納付方法となります。

【特別徴収の対象となる年金】

国民年金、厚生年金、共済年金の老齢年金及び退職給付年金などをいいます。

※障害年金及び遺族年金などの年金からは個人住民税の特別徴収はされません。

【平成21年度の納め方】（例）個人住民税の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合

	納付書・口座による納付（普通徴収）		年金から引き落とし（特別徴収）		
	21年6月	21年8月	21年10月	21年12月	22年2月
納付月	21年6月	21年8月	21年10月	21年12月	22年2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	年税額の1/2		1/6	1/6	1/6